



防災だより

（発行元）愛南町消防本部防災対策課 Tel.72-0131



9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」です。

9月1日は関東大震災が発生した日であり、また、暦の上では二百十日にあたり、台風シーズンを迎えることから、一人ひとりが地震・津波や台風などの災害について認識を深め、これに対処する心がまえを備えようというねらいで創設されました。

● 日頃からの災害への備えについて確認しましょう。

1 緊急避難時持出袋の準備・確認

緊急避難時持出袋は、一時的な避難の際に必要な物を準備し、家族の人数分用意しましょう。また、玄関の近くや寝室の枕元など、すぐに持ち出せる場所に置きましょう。



2 最低でも7日分の水や食料、生活用品の備蓄・確認

普段から多めに食材や加工品、生活用品を買っておき、食べたり使ったりしたらその分買い足すことで、常に一定量の食料や生活用品を備えておくことができます。

3 家具の固定・転倒防止の確認

寝室や台所、玄関付近など、普段いる場所や避難経路に、倒れたり落ちてきたりして危険な物は、固定や転倒防止対策をしておきましょう。



4 避難場所や避難経路の確認

ハザードマップなどで、自宅等周辺の危険箇所や災害リスクを確認し、実際に歩いて避難先や避難経路の確認をしておきましょう。

5 家族との安否確認手段の確認

災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害伝言板サービスなどの使い方を、家族で確認しておきましょう。

「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は避難する必要はありません。まずは、自宅や滞在場所が安全か、普段から確認しておきましょう。また、避難する先も、安全な知人宅や親戚宅に避難することも考えてみましょう。

緊急避難時持出用品セット(防災グッズ) を備えましょう!

今後、発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模災害や火災・風水害時に備え、緊急避難時持出用品セットを常備しておきましょう。

愛南町では緊急避難時持出用品セットの購入に対し、**購入価格の2分の1以内(限度額4,000円)の補助金を交付**しています。

補助金の交付を希望される方は、本庁総務課、各支所又は消防本部防災対策課へお申込みください。

※ 領収書(レシートタイプは不可)・セット内容が分かるもの(チラシ等)・印鑑・口座番号が確認できるものをご用意ください。



緊急避難時持出用品セットとは (補助対象セットとは)

※次の5用品をすべて備えたものを「緊急避難時持出用品セット」と定義し、補助対象とします。

- ① 緊急避難時持出袋
- ② 懐中電灯
- ③ 応急手当セット
(絆創膏・消毒液など応急手当に必要3品目以上)
- ④ 保存水
- ⑤ 保存食

注意事項

- ☑ **1人につき1セットを補助対象とします。**
※ **補助対象者枠を「1世帯につき」から「1人につき」に拡充しました!**
注 **振込口座のない方(未成年者等)は、保護者が申請してください。**
- ☑ 町税等を滞納している場合は、補助対象外となります。
- ☑ 購入先は、特に限定しません。
- ☑ 既に、本事業及び城辺地域で実施した「わが里づくり事業」(平成16年度)において補助を受けた方については、補助対象外となります。

※ご不明な点がございましたら、愛南町消防本部防災対策課までお問い合わせください。